

茨木市立福井小学校PTA規約

第一章 名 称

第一条 本会は茨木市立福井小学校PTAと称し、事務所を福井小学校におく。

第二章 目的および方針

第二条 本会は保護者と教員が協力して学校と家庭と社会とにおける児童の福祉と心身の健全な発達をはかると共に、民主教育の推進、社会文化の向上発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、次の基本方針にのっとり会務を遂行する。

1. 教育を本旨とする民主団体として、営利的、宗教的、政治的色彩をもたず、また他の如何なる団体の干渉も受けない。
2. 会の目的を果たすため、茨木市内（必要に応じて府下、全国）各校下の同じ団体または目的を同じくする団体と協力することができる。
3. 本会は学校の教育活動を助けるために意見を具申しまた協力するが、直接学校の管理、運営や教員の人事に干渉しない。

第三章 会 員

第四条 本会の会員は学校に在籍する児童の保護者またはそれに代わる者（本規約で保護者という）、学校に勤務する校長、教頭及び教職員（本規約で教員という）とする。

第四章 会 計

第五条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入によってまかなう。

第六条 本会の会費は一会員月額金220円とし、6か月ごとにまとめてこれを納める。但し事情により減免することができる。振込手数料は、各会員が負担するものとする。

第七条 本会の資産は第二章の目的達成以外につかてはいけない。

第八条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第九条 本会の財産（本会名義の預貯金）については、個人の持分権を有しない。

第五章 役 員

第十条 本会の役員は下のとおりとする。

1. 会長 1名 保護者
 2. 副会長 2または3名 保護者
 3. 書記 2名 保護者、教員各1名
 4. 会計 2名 保護者、教員各1名
- 役員の任期は1年とする。ただし、兼任は認めないが再選は妨げない。

第十一条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括すると共に総会、委員総会、実行委員会を招集する。また、役員および校長と協議の上、各委員会の正、副委員長、委員を委嘱する。福井ネットワーク推進室の代表を兼任する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をつとめる。
3. 書記は総会その他の会議の議事および本会全般の活動状況を記録保管し、各種会合の開催について通知する。
4. 会計は本会のすべての金銭の収支を正確に記録保管して総会において報告し、年度末決算においては会計監査を経た決算報告をする。

第六章 会 計 監 査

第十二条 本会計を監査するため若干名の会計監査をおく。

第十三条 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を年度末総会に報告する。

第十四条 会計監査の選出および任期は役員に準ずる。

第七章 役員、会計監査候補者の選出

第十五条 役員、会計監査の選出等は次のとおり行う。

1. 役員、会計監査候補者（以下役員等候補者という）の選出は役員等候補者指名委員会（以下指名委員会という）で行う。
2. 指名委員会の構成は次のとおりとする。
 - イ) 各地区ごとに 1名
 - ロ) 実行委員の中より互選により 3名
 - ハ) 教員の中より 2名
3. 指名委員会は互選により正、副委員長を選出する。
4. 指名委員会は役員等候補者を選定し、選挙の7日以前に全会員に告示する。なお、告示の前に被指名者の同意を得なければならない。
5. 指名委員会の開催に先立ち、予め被指名者の自筆により役員等候補者となる旨の同意を得た場合に限り、指名委員会の開催を省略することができる。
6. 指名委員会の開催までに役員等候補者の選出が調わない場合には、各地区の指名委員または次年度の実行委員自ら、次年度の実行委員を対象とした役員、会計監査の選出を目的としたくじ引きを行う。これにより欠員が出た地区は、指名委員会の指定する日程までに欠員を補充する。
7. 前項の定めにかかわらず役員候補者として、会員は自ら立候補しもしくは本人の承諾を得て2名以上の連名で推薦することができる。ただし、この場合は選挙総会の2日以前に文書をもって指名委員会に届け出なければならない。
8. 役員、会計監査は年度末総会で選出され4月1日に就任する。
9. 指名委員会の委員は役員、会計監査の就任と同時に解任される。

第十六条 公職選挙法により選挙された公職者および指名委員は役員、会計監査になれない。

第八章 総 会

第十七条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

1. **年度始め総会**
年度計画および年度予算その他必要と認めた事項の審議ならびに承認。
2. **年度末総会**
会計監査を経た年度末決算報告の承認、新役員ならびに新会計監査の選出その他必要と認めた事項の審議ならびに承認。
3. **臨時総会**
実行委員会が必要と認めた場合または会員の3分の1以上の要求があった場合は会長によって召集する。

第十八条 総会は全会員の5分の1以上（代理権授与通知書提出人数を含む）の出席がなければ議事を開き議決することができない。総会の議決は出席会員の過半数で可決する。

第九章 委 員 総 会、実 行 委 員 会

第十九条 会長が必要と認めた場合は、委員総会を開くことができる。

第二十条 委員総会は実行委員、各種委員によって構成し、年度計画、調整その他の事項について審議する。

第二十一条 実行委員会は本会の役員、会計監査（会計監査は票決には加わらない）、委員会の正、副委員長および校長、教頭によって構成する。

第二十二条 実行委員の任務は次のとおりとする。

1. 各種委員会によって立案された事業計画その他の事項を審議、検討する。
2. 総会に提出する報告書、議案、予算書、決算書等を作成する。

3. 内規の制定、改廃。
4. 役員、会計監査に欠員が生じたときはこれの補充を決定することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
5. 必要ある場合には特別委員会を設けることができる。この特別委員会の任務等一切の事項は実行委員会の決するところによる。
6. その他総会の議決により委任された事項を処理する。

第二十三条 実行委員会は必要に応じて開き、委員の半数以上が出席しなければ成立せず、かつ、その出席委員の過半数をもって議決する。

第十章 各 種 委 員 会 お よ び 委 員 組 織

第二十四条 本会の目的を達成するため、次の委員会および委員組織を設ける。その任務等は次のとおりとする。

1. **学級委員会**
この委員会は、各学級の保護者から選出された委員によって構成され、委員の数は実行委員会によって決する。正副委員長は会長これを委嘱する。委員は相互に協力、家庭と教員の間や他学級との連結、協調親睦をはかるほか、学習環境の整備につとめる。
2. **地域安全委員会**
この委員会は、各地区の保護者から規模に応じて選出された委員によって構成される。正、副委員長は会長これを委嘱する。この委員会は、地区会員相互の連結、調整ならびに児童の安全確保と交通安全に関する諸活動、地域環境の改善をはかる。
3. **文化保体委員会**
この委員会は、各地区の保護者から規模に応じて選出された委員によって構成される。正、副委員長は会長これを委嘱する。この委員会は、会員の教養を高めるとともに、保健厚生活動の推進につとめる。
4. **広報委員会**
この委員会は、各地区の保護者から規模に応じて選出された委員によって構成される。正、副委員長は会長これを委嘱する。この委員会は、機関紙を発行し、広く内外にPTA活動を知らせる。
5. **お手伝い委員**
この委員は、各地区の保護者から規模に応じて選出された委員によって構成される。正、副委員長は設けず、会長が代表となり執行部が運営を行う。この委員は、行事主催者の指示に基づき運営支援（お手伝い）につとめる。なお、特に要請がある場合を除き、各種委員会が出席する諸会合への出席は免除される。

第二十五条 各種委員会のいかなる事業計画についても、実行委員会にはからなければならない。

第二十六条 委員会は委員長が必要と認めた時に臨時召集し、議決は出席者の過半数できめる。

第二十七条 正、副委員長および委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第十一章 福 井 ネ ッ ト ワ ー ク 推 進 室

第二十八条 福井小学校独自の緊急メール配信などをおこなうために福井ネットワーク推進室をもうける。

第二十九条 代表は会長が兼任する。メンバーは会員の有志とする。

第三十条 必要に応じて実行委員会・役員会等にも出席する。

第十二章 慶 弔

第三十一条 会員および児童に対する慶弔は慶弔内規による。ただし、慶弔内規は実行委員会の議決により改廃することができる。

第十三章 個 人 情 報 の 取 り 扱 い

第三十二条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、提供および

管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第十四章 改 正

第三十三条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし、改正案の提出については総会開催の7日以上前に全会員に通告しておかなければならない。

第三十四条 本規約は総会において承認された日から施行する。

付 記

昭和48年	3月22日	改正
昭和53年	3月11日	改正
昭和57年	3月 3日	改正
昭和60年	5月11日	改正
昭和61年	3月 7日	改正
昭和63年	5月 7日	改正
平成 3年	5月11日	改正
平成 6年	3月 5日	改正
平成 7年	3月 4日	改正
平成 8年	3月 2日	改正
平成13年 ¹	10月23日	改正
平成17年	5月14日	改正
平成18年	3月 4日	改正
平成19年	7月14日	改正
平成24年	3月 3日	改正
平成25年	5月19日	改正
平成28年	3月 5日	改正
平成31年	3月10日	改正

慶弔贈与規定

昭和 50年 4月 1日改正
 昭和 51年 2月 7日改正
 昭和 56年 4月 1日改正
 昭和 60年 4月 3日改正
 平成 14年 6月 20日改正
 平成 19年 3月 31日改正

1. 慶 事 職員の結婚 祝金 5000円

2. 弔 事

	筒花	香料	弔電	参列
会員本人	8000円(2基)	5000円	○	○
職員・元職員	-	5000円	○	○
児童	8000円(2基)	5000円	○	○
会員同居の親	4000円(1基)	3000円	-	-
職員配偶者・同居の親	-	3000円	○	-

※参列については通夜、及び告別式に役員代表参列とする。

※特別なケースについての対応・参列については、会長を中心に執行部で相談の上、決定する。

※会員本人・会員同居の親で、後日にわかった場合は、香典のみとする。

※香典・袋の用意は、基本的に会計の仕事とする。

3. 見 舞

	程度	見舞金
職員の傷病欠	1ヶ月以上	3000円
児童の傷病欠	1ヶ月以上	3000円
会員・職員の災害	家屋の全・半焼	5000円
	特別な場合は、役員で協議する。	

児童・職員の傷病欠と会員・職員の災害は校長・教頭が責任をもって役員に連絡する。

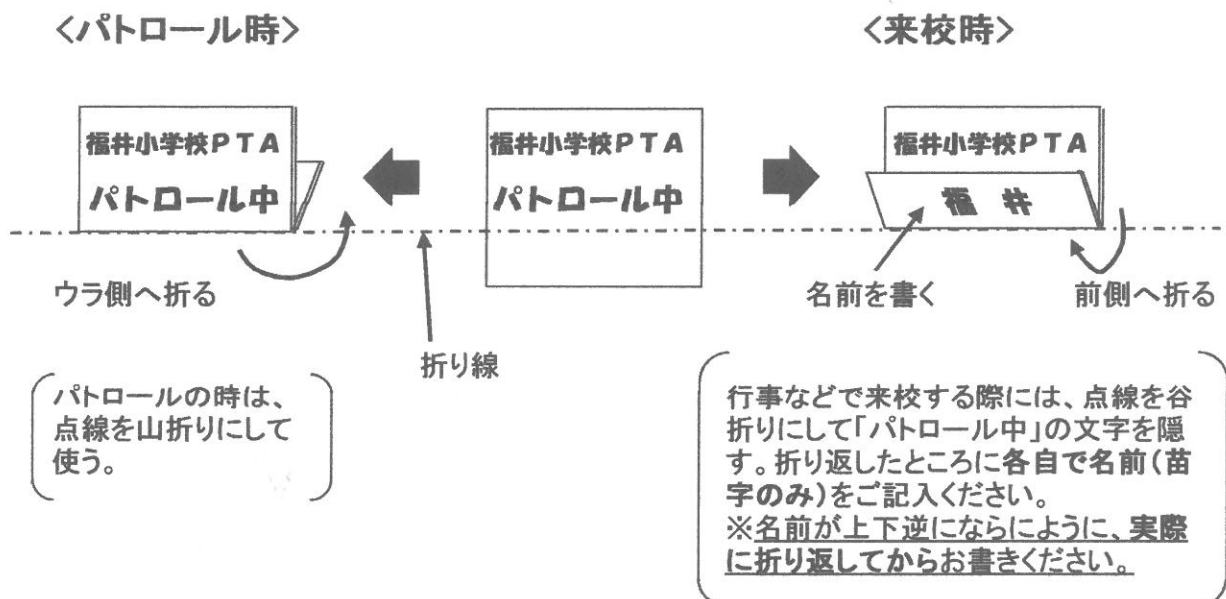
4. その他

- ①事項を含めて特別な事例が生じた場合はその都度役員が協議する。
- ②この規則により金品を贈られた場合は、一切返礼を行わない事にする。
- ③学校職員とは教職員及び市費職員とする。
- ④この規則の児童とは、本校に在籍するものとする。

名札の着用について

本校では、児童の安全を確保するため、来校の際は名札の着用をお願いしています。
つきましては、以下についてご確認願います。

1. 名札はケースとともに各家庭に2枚配布しています。
2. 自主的に送迎・パトロールをしてくださる際には、パトロールの文字が見えるようにして使用してください。
3. 来校する際には、必ず名前が見えるようにして使用してください。
4. ケースは初回のみお渡しします。破損・紛失された場合は、各自で新しいケースをご用意ください。中の用紙については教頭先生に申し出てください。



個人情報取扱規則

(目的)

第1条 茨木市立福井小学校 PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、会長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は総会資料等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1)会費集金、管理
- (2)その他の文書の送付
- (3)役員・会計監査・会員・登校班等の名簿の作成
- (4)委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5)広報誌、会報誌、PTA ホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 10 条 個人情報の管理又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 11 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 12 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行する
ころに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 13 条 本会は、個人情報を第三者(第 12 条第 1 号から第 4 号の場合及び府、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 14 条 第三者(第 12 条第 1 号から第 4 号の場合及び府、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第 15 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 16 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 17 条 本会は、役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 18 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 19 条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第 7 条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

本規則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

福井小学校の保護者の皆さま

携帯メールによる連絡網登録のお願い

福井小学校
福井小学校 PTA

日頃は本校の教育、およびPTA活動に対してご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、本校では、大切な情報の発信について、学校やPTAから保護者の皆さまへ、プリントでの配信に加えて、携帯電話のメール配信機能を活用した、一斉配信をしています。

【主な配信情報】

- ： 不審者情報
- ： 参観、運動会など、主要行事に関する案内事項、中止連絡
- ： 学級閉鎖情報、台風および災害発生時の周知事項
- ： 諸費引き落とし連絡、 他

是非ともご登録いただきますようお願いいたします。



【ご確認下さい】

- ： 登録は必須ではありませんが、プリント等でご連絡することが難しい急ぎの情報配信にも活用していますので、できるだけ登録をお願いします。
- ： 兄弟の追加登録等を行う場合は、全ての在校生の再登録が必要です。
- ： 登録情報は、本メール配信以外の目的には利用しません。

※この配信システムは中部電力株式会社の「きずなネット」サービスを利用しています。

※登録にはインターネット契約をした携帯電話が必要です。(パソコンも登録可)

※登録時に利用者本人、および全ての在校生のお名前を入力していただきます。この情報は本校で管理し、配信状況の確認等に使用します。

※1世帯で、複数の登録も可能です。急なお子さま引き取り等で保護者が対応できない場合に祖父母が対応される場合等も適宜ご活用下さい。

※登録や使用は**無料**です。(携帯電話の通常の通信料はかかります)

※返信機能はありません。学校へ連絡がある場合は電話等で願います。

★メールアドレス登録方法は次ページをご覧ください。



登録方法

① 新規メールに宛先を入力し空メールを送信

新規メール作成

新規メール作成✉

宛先

m.fukui@cep.jp



宛先入力

宛先
m.fukui@cep.jp

件名

QRコードで簡単入力→

空メール送信

本文

※件名・本文は不要。宛先のみ入力

※SoftBank (iphone含む) は本文に任意の1文字を入れる

※受信許可設定の場合は上記アドレスではなく
ドメイン「cep.jp」を設定して下さい。

② 返信されたメール内のアドレスにアクセス

受信メール ✉

福井小学校保護者連絡網

登録は下のURLをクリックして下さい。

https://cep.jp/*****

クリック

■ご注意

★あなたのメールアドレス専用の登録ページです(他の方に転送しないでください)

★メール配信は中部電力の「きずなネット」サービスを利用します

★メールアドレスは中部電力が管理し、

※空メールを送信して、30秒くらいで返信メールが届きます。

しばらくしても届かない場合は、
・ドメイン「cep.jp」を受信できるか？
・URLの付いたメールを受信できるか？
等を確認し、再度空メールを送信してください。

設定方法が分からなければ、携帯ショップか下記の問合せ窓口へ。

この画面が表示されると登録完了です。電源ボタンで終了してください。

③ 画面に従い登録

福井小学校保護者(全体)
連絡網
登録者情報入力

登録者情報の入力をお願いします。入力後、一番下の「次へ」を押してください。

■登録者本人のお名前(フルネーム)
中電 絆

※入力された情報は、茨木市立 福井小学校が管理し、登録者の確認/配信状況確認/補足連絡等の目的で使われます。

登録されるご本人のお名前を入力

福井小学校保護者(全体)
連絡網
配信を希望するグループにお子様(全員)の名前を入力し、「次へ」を押してください。

1年生 中電 次郎
2年生
3年生 中電 一郎
4年生
5年生
6年生

希望するグループにお子様のお名前を入力

福井小学校保護者(全体)
連絡網
内容確認

内容を確認し、文末の[OK]を押してください。

【登録者本人のお名前】
中電 絆

【登録されるグループ】
■1年生 中電 次郎
■3年生 中電 一郎

確認をして[OK]

福井小学校保護者(全体)
連絡網
ご希望の連絡網に登録(変更)しました。当サービスで管理している配信グループです。

■保護者(全体)
■1年生
■3年生

これで登録作業は完了です。電話機の電源ボタンで終了して下さい。

■登録に関するお問い合わせ
中部電力(株)
絆プロジェクト
info@cep.jp
0120-342-089
(平日9時-12時, 13時-17時)

【修正方法】 登録内容の修正、弟妹の追加
m.fukui@cep.jpへ空メールし、
返信メールから再登録して下さい。

【解除方法】
mgstop4750@cep.jpへ空メールし、
返信メールから解除手続きを行って下さい。

<「きずなネット」サービスおよび登録に関するお問い合わせ>

中部電力株式会社 情報システム部「絆プロジェクト」まで

TEL (0120)342-089 E-mail info@cep.jp

[平日 9:00-12:00, 13:00-17:00]

〒461-8680 名古屋市東区東新町1番地

きょういくいいんかい 教育委員会からのお知らせ

いばらきし がっこうきょういく 茨木市の学校教育

いばらきし つぎ たいせつ がっこうきょういく
茨木市では、次のことを大切にして学校教育をすすめています。



1 き そ き ほん ていちゃく みずか かんが はんだん こうどう ちから いくせい 基礎基本の定着と、自ら考え、判断し、行動する力の育成

こ ぶくしゅう き そ き ほん かくじつ み しどう ほうほう くふう かいぜん
子どもたちが学習の基礎基本を確実に身につけるため、指導の方法を工夫・改善するな
ど、創意工夫を生かした教育活動をすすめます。

2 ちいき ひら とくしよく がっこう 地域に開かれた特色ある学校づくり

こ じつたい ちいき じつじょう おう とくしよく がっこう
子どもたちの実態や地域の実情に応じた、特色ある学校づくりをすすめます。

3 じんけん さんちょう きょういく すいしん 人権を尊重する教育の推進

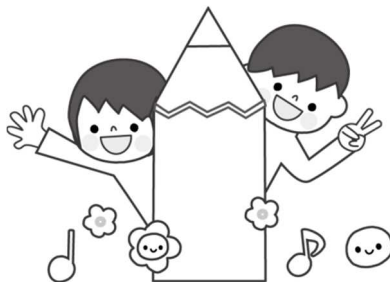
ゆた じんけんかんかく じんけんもんだい かいけつ む みずか こうどう こ
豊かな人権感覚をもち、さまざまな人権問題の解決に向けて自ら行動できる子ども
たちの育成をめざします。

4 がっこう かてい ちいき れんけい そうごうでき きょういくりよく さいこうちく 学校と家庭・地域の連携による「総合的な教育力」の再構築

がっこう かく ちいき かたがた こ きょういく きょうどう がっこう
学校を核とし、地域の方々と子どもたちの教育のために協働できるよう、学校と
家庭・地域社会の連携をすすめます。

5 きょうしよくいん ししつこうじょう 教職員の資質向上

がっこうそしき いちいん こせい のうりよく い きょうりよく あ こ ほごしや
学校組織の一員として個性や能力を活かして協力し合い、子どもたちや保護者のみ
なさんに信頼される魅力ある教育活動をすすめます。



給食について

茨木市では、市内全32小学校の児童全員に、パン・米飯、牛乳、おかずの完全給食を実施しています。給食を通して、好ましい人間関係を育て、正しい食生活の大切さを学びます。

- 1 給食の献立は栄養教諭等が作成した原案にもとづき、教頭先生の代表、給食担当教職員、栄養教諭等、調理員代表で組織された献立作成委員会において決定します。

栄養のバランスはもちろんのこと、旬の食材や時期ごとの行事等にもつわる献立なども、積極的に取り入れています。

- 2 食材については、無添加のものや国内産のもの、有機栽培、特別栽培、非遺伝子組み換えのもの、地場産のものをできるだけ使用しています。

調理については衛生面に配慮し、加熱調理を中心としています。

なお、各学校で給食試食会が開催されています。実際に給食を試食していただき、栄養教諭等によるくわしい説明をお聞きいただけます。ふるってご参加ください。

- 3 給食は週5回実施しますが、学校行事等のため中止するときもあります。

給食費は1食あたり下記の金額となり、毎月回数に応じて徴収します。

1・2年生…220円 3・4年生…230円 5・6年生…240円

- 4 食物アレルギー児童への対応

食物を原因としたアレルギー児童への対応については、「鶏卵及びうずら卵」（令和2年4月現在）を基本として除去食を実施しております。該当される児童がおられる場合は、学校へ問い合わせのうえ、除去食の申し出をおこなってください（アレルギー除去食申請書）。

また、パン・米飯や牛乳の飲食を医師から止められている児童には、パン・米飯・牛乳等を止め、代金を減額するなどしておりますので担任まで申し出てください（学校給食費減額申請書）。各々申請には医師の学校生活管理指導表が必要になります。

給食調理には、なたね油のほか、ごま油・オリーブオイル・米油を使用することもあります。デザートについては代替を用意できることもあります。

加工品等のくわしい内容については担任・栄養教諭等にお尋ねください。

- 5 給食の停止・再開について

学校給食を停止（休日を除く連続3日以上）しようとする場合は、学校給食停止（再開）届を提出してください（けがや病気による長期欠席・転出…平日3日前まで、その他の理由…前月の15日まで）。また、再開する際は、平日3日前までに学校給食停止（再開）届を提出してください。なお、給食を停止する手続きをされない場合は、給食費はそのまま徴収されますので、ご注意ください。

6 各申請様式や給食費に関する保護者向け冊子（就学時健診の際に配付）、毎月の献立は市のホームページよりダウンロードできます。

その他、給食にかかわることは、各学校にお問い合わせください。

けんこう 健康について



けんこう ＜健康＞

各学校には、健康診断、健康相談、救急措置等を行うため、保健室が設置されています。子ども達が元気に学校生活を送れるよう、お手伝いしています。

- 1 家庭での健康観察を十分に、異状があれば早めに担任に連絡してください。
- 2 「健康の記録」や「保健だより」等をよくご覧いただき、お子さんの健康状態を把握してください。
- 3 1年生は、1学期中に、身体測定・内科検診・結核検診・心電図検査・歯科検診・視力検査・耳鼻科検診・眼科検診・聴力検査・尿検査などを実施します。
病気等の疑いがあれば、お子さんが治療勧告用紙を持って帰りますので、早急に医師に診てもらってください。
- 4 学校でのケガや病気の場合、緊急に保護者に連絡をとり、迎えに来ていただいたり、病院に同行していただいたりする場合があります。学校は、入学時にご提出いただきました「健康調査票」をもとに連絡します。「健康調査票」にご記入いただいた内容に、変更があった場合は、必ず担任にご連絡いただきますとともに、当日、長時間外出予定のときは、お子さんに知らせておいてください。
- 5 学校感染症にかかった場合は、「欠席」ではなく「出席停止」になります。これらの病気にかかったら、学校へ連絡してください。そして、病気が治り、医師の許可が得れば登校してください。（医師の診断書はいりません。）
学校感染症には、インフルエンザ・はしか・おたふくかぜ・風疹・水ぼうそう・プール熱等も含まれます。医師の指示にしたがい、ゆっくり休みましょう。

※1 特にインフルエンザや新型コロナウイルス感染症については、次のことに留意し、ご協力をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症対応については、今後、国からの通知に伴い、変更が生じる場合が想定されます。学校便り等を通じてお知らせしてまいりますので、ご留意ください。

- ① 日頃からバランスのとれた食事・十分な睡眠・検温などの健康管理に努め、また、手洗い、うがい、咳エチケット、3密（密閉・密集・密接）を避けるなどの感染予防対策を行ってください。
- ② 基礎疾患がある児童については、主治医と相談し、ご心配な点がありましたら、学校と十分連携をとってください。
- ③ インフルエンザや新型コロナウイルス感染症と診断された場合、またはお子さんや同居のご家族が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合は、至急、学校に

報告してください。

- ※2 親戚にご不幸があったときも、「欠席」ではなく「忌引」になりますので担任に連絡してください。（児童との続柄で、日数が以下のように違います。）

父母…7日以内、兄弟姉妹・祖父母…3日以内、その他の親族…1日以内

（遠隔地に行く必要のある場合には、往復日数が加算されます。）

6 日本スポーツ振興センターについて

- ① 学校管理下で事故が起きたときは、日本スポーツ振興センターから、治療費の一部が支給されます。この「学校管理下」とは、お子さんが登校してから下校するまでの間のことで、決められた通学路での登下校や、遠足・運動会・修学旅行・児童会での活動なども含まれます。（治療内容によって対象外となることがあります。）
- ② 医師が診察し、応急処置等が終了したあとで、担任から保護者へ書類をお渡ししますので、医師に必要事項を記入してもらって、担任にご提出ください。
- ③ 給付金の請求は、1か月ごとに行いますので、治療が翌月までかかる場合は、新たに用紙をお渡しします。その場合は、お申し出ください。
- ④ 日本スポーツ振興センターの共済掛け金は、後日徴収させていただきますので、全員の加入をお願いします。（令和2年度は、保護者負担が460円、市負担475円）

あんぜん 安全について

＜あんぜん＞ 安全＞

最近、子どもに対する誘拐やいたずらが増えています。大阪府警察本部青少年・地域安全室治安対策課では、下記のような注意を呼びかけています。ご家庭でも、お子さんに十分注意するようお声かけください。

誘拐・いたずらから子どもを守りましょう！

- 通学路や自宅周辺の「子ども110番の家」を子どもと一緒に確認しておきましょう。
- 次の『5つの約束』を普段からよく言い聞かせておきましょう。

子どもに伝える5つの約束

- 1 一人で遊びません。
- 2 知らない人についていきません。
- 3 連れて行かれそうになったら、大声を出して大人の人に助けを求めるか、近くの家に助けをもとめます。
- 4 だれとどこで遊ぶか、いつ帰るかを家の人に言うてから出かけます。
- 5 お友達が連れて行かれそうになったら、すぐに大人の人に知らせます。



- ① 安全に過ごせる街づくりのために、学校・保護者・地域社会が一体となって取り組むことがますます重要になっています。
- ② 緊急時には、集団下校等を行っておりますのでご協力ください。
- ③ ご自分のお子さんだけでなく、公園・空地・人通りの少ない路地などで、一人遊びをしている子どもを見かけたときは、声をかけて注意してあげてください。
- ④ 近年、全国で水難事故が増加しております。本市でも、過去に悲しい水難事故が起きています。水難事故を繰り返さないために、学校では、過去の市内における水難事故の新聞記事などを使って、注意喚起や指導を行っております。ご家庭でも、河川に近づかないなど、お子さんに十分注意するようお声かけください。

不審者を見かけたり、子どもに対する誘拐やいたずらが発生した場合は、
まず110番通報をしてください。それから、学校に連絡してください。

＜児童虐待＞

児童虐待防止法第6条には、次のように定められています。

『児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。』

虐待は、子どもの心身の安全や成長を脅かすもので、家庭内におけるしつけとは明確に異なります。

子どもの安全確保を第一に考える必要があるため、虐待通告は間違っても許されます。虐待は自分で証明する必要もありません。気になる様子や心配なことがあれば学校や教育委員会又は直接子ども相談室に相談をしてください。学校も気になる情報を把握した場合は通告する義務があります。



ねっちゅうしょうじ こほうし 熱中症事故防止について

- ①茨木市では、運動を伴う学習活動について、暑さ指数を用いた基準を設けており、暑さ指数が31℃を超えた場合、運動を伴う学習活動を中止しています。
- ②熱中症を防ぐためには、水分補給は必要不可欠ですので、水筒は毎日必ず持たせてください。
- ③登下校では、日差しによる暑さを防ぐため、帽子を被ることをご家庭でもご指導ください。
- ④暑さが厳しいときは、登校前にご家庭でもお子さんの体調を確認し、無理をさせず、少しでも不調がある中登校する場合は、事前に学校へご連絡ください。

けいたいでんわ 携帯電話・スマホガイドライン

けいたいでんわ も こ 携帯電話・スマホの持ち込みについて

- ①茨木市立小中学校への携帯電話・スマホの持ち込みは原則禁止となっています。
- ②保護者から子どもに携帯電話・スマホを持たせたいと要望がある場合は、学校にご連絡ください。特別な事情（※）と認められる場合に限り、携帯電話・スマホの持ち込みを許可しています。
- ※携帯電話・スマホを緊急の連絡手段とせざるを得ない場合や、その他やむを得ない事情がある場合。

がっこうへいこうび でんわ 学校閉校日・メッセージ電話

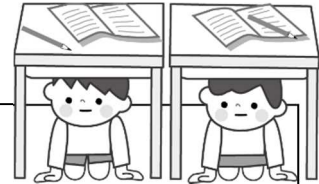
茨木市では、教職員が長時間勤務により健康を損なうことのないよう、また、子どもたちと向き合う時間の確保と充実を図ることができるよう、教職員の働き方の見直しと学校業務改善の取組みを進めております。その一環として「学校閉校日」と「メッセージ電話」を下記のとおり設定しておりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

- ①学校閉校日
- 日程：8月12日～14日
- 内容：学校閉校日においては、教職員が不在となるので、児童・生徒等の登校を原則禁止します。また、転出入事務や証明書発行などの校務全般を休止します。
- ②メッセージ電話
- 電話対応時間：（平日）8時～18時、（休日・長期休業中）8時半～17時
- ※上記以外の時間帯に電話を掛けると音声ガイダンス（メッセージ）が流れます。

しぜんさいがいじ そち 自然災害時の措置について

いばらきし じしん はっせい きしやうけいほうとう はっぴようまた はつれい ばあい つぎ さだ
茨木市では、地震の発生や気象警報等が発表又は発令された場合について、次のように定
めています。

1 じしんはっせいじ そち 地震発生時の措置



しんど じゃくいじよう じしん はっせい ばあい *震度5弱以上の地震が発生した場合

- しぎようまえ はっせい りんじきゅうこう
・始業前に発生 → 臨時休校
- じゅぎようちゅう はっせい じゅぎようちゅうし じようきよう がっこうたいき ほごしや ひ わた
・授業中に発生 → 授業中止(状況により学校待機、保護者に引き渡すま
で保護・監督)
- とうこうじ はっせい ばあい げんそくとうこう げこうじ きたく ほごしや かんり
・登校時に発生した場合は原則登校。下校時は帰宅し、保護者が管理。

しんど じゃくみまん じしん はっせい ばあい *震度5弱未満の地震が発生した場合

- がっこうしせつ ひがいじようきよう つうがくろ あんぜんじようきよう りんじきゅうこう そち
・学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をと
るかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。

※ りんじきゅうこう きかん ひがいじようきよう こと がっこう れんらく
臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、学校から連絡します。

2 きしやうけいほうはっぴようじとう そち 気象警報発表時等の措置

いばらきし ぼうふうけいほう とくべつけいほう おおあめ おおゆき ぼうふう ぼうふうせつ はっぴよう ばあいおよび
茨木市に「暴風警報」「特別警報(大雨・大雪・暴風・暴風雪)」が発表された場合及び
校区内の地域に「避難勧告」「避難指示(緊急)」が発令されている場合は、次の措置をとります。

ごぜん じ じてん ぼうふうけいほう とくべつけいほう おおあめ おおゆき ぼうふう ぼうふうせつ *午前7時の時点で「暴風警報」「特別警報(大雨・大雪・暴風・暴風雪)」 はっぴよう ばあいおよびこうくない ちいき ひなんかんこく ひなんし じ きんきゅう が発表されている場合及び校区内の地域に「避難勧告」「避難指示(緊急)」 がはつれい ばあい が発令されている場合

- じたくたいき
・自宅待機

ごぜん じ じようきけいほうとう かいじょ ばあい *午前9時までに上記警報等が解除された場合

- かいじょ じてん あんぜん ちゅうい とうこう
・解除された時点で、安全に注意しながら登校(給食はあります)

ごぜん じ じようきけいほうとう かいじょ ばあい *午前9時に上記警報等が解除されていない場合

- りんじきゅうこう
・臨時休校

とうこうじ じようきけいほうとう はっぴようまた はつれい ばあい げんそく じてん げこう *登校後に上記警報等が発表又は発令された場合は、原則としてその時点で下校。

とうこうじ はっぴようまた はつれい ばあい げんそくとうこう げこうじ きたく ほごしや かんり *登校時に発表又は発令された場合は原則登校。下校時は帰宅し、保護者が管理。

つうがく しょう がっこう かくがっこう じぜん はいふ ぶんしよ
通学にバスを使用している学校もありますので、くわしくは各学校が事前に配布する文書
を保存し、指示にしたがってください。

いばらきしがいい てんこう 茨木市外への転校について

市役所本館1階市民課で「転出届」を提出し、転出の「通知書」を受けとってください。この通知書を今まで通学していた学校に提出し、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受けとってください。

学校で受けとった書類は、転入先の市町村で転入届をしたあと、転入学する学校に提出してください。

なお、市民課への転出届の提出は、引っ越し予定日の14日前から受け付けています。

いばらきしない てんこう 茨木市内での転校について

茨木市内で住所を変更される場合は、転居先の住所の校区の学校に転校していただきます。

転居の日と新住所が明らかになった時点で、通学している学校に連絡すると同時に、学務課で手続きをし、転入学の「通知書」を受けとり、通知書を通学している学校に提出してください。通学している学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受けとり、新しく通学する学校に提出してください。（新しい学校での受入れがスムーズになります。）

同じ校区内での転居の場合は、転居後、すみやかに市民課に「転居届」を提出し、転居の「通知書」を受けとり、学校に連絡してください。

※ 市民課への転居届の提出は、引っ越しが完了した日から14日以内におこなってください。

くいきがいしゅうがく 区域外就学について

茨木市教育委員会では現住所により入学する学校を指定しており、区域外の学校に入学させる「越境入学」は認められません。しかし、学期途中での転居や、自宅の建て替え工事などで校区外に仮住まいする場合など、一定期間、区域外通学が認められることがあります。保護者から学校長にご相談のうえ、学務課へ申請してください。

くわしくは、在籍される小学校または学務課（電話 620-1684）にお問い合わせください。

就学援助制度について

茨木市では、小学校や中学校への就学に必要な費用の援助を行っています。

1 援助を受けることができる方（次の①～②すべてに該当する方）

- ① 茨木市の市立小学校、中学校に在籍する児童生徒の保護者の方
- ② 前年中の一世帯あたりの所得総額が、基準額以下である方（世帯の人数により異なります）

【参考】

令和2年度の申請の場合、令和元年中（平成31年中）の一世帯あたりの所得総額が、下の表の額以下の方

- ・給与所得者の所得は、支払い額ではなく、給与所得控除後の金額となります。
- ・世帯単位で確認しますので、世帯の中で所得のある方全員の所得の合計額です。

世帯の 人数	認定所得基準額	
	借家世帯	持家世帯
2人	2,130,400円	1,951,000円
3人	2,597,200円	2,417,800円
4人	3,227,500円	3,048,100円
5人	3,549,700円	3,370,300円

【備考】6人以上の世帯は、1人増すごとに5人世帯の認定所得基準額に455,400円を加算する。

※令和3年度申請につきましては、入学式で配付する文書をご確認ください。

※借家世帯の所得基準の適用を希望される方は、賃貸契約書のコピーなど借家にお住まいであることが証明できる書類の提出が必要です。

※市外からの転入などで所得が不明な方は、所得証明書等が必要です。

2 援助の対象となる費目

学用品費・通学用品費・校外活動費、中学校入学準備金（6年生のみ）、学校給食費、野外活動費、修学旅行費、体育実技用具費（中学生）、卒業アルバム代（小学6年生・中学3年生のみ）、日本スポーツ振興センター掛金、学校病（※）の治療費

※生活保護の教育扶助を受けている方は、援助費目は上記と異なります。

※認定を受けたお子さんが、学校における定期健康診断等の結果、学校病で治療を受けた場合は、学校に申し出て「医療券」の交付を申請をしてください。初診時に、医療券と健康保険証を医療機関に提出すれば、医療費が援助されます。

学校病とは、次のとおりです。下記以外では、医療券は使用できません。

トラコーマ、結膜炎（アレルギー性結膜炎を除く）、白せん、かいせん、のうか疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎（アレルギー性副鼻腔炎を除く）、アデノイド、う歯（健康保険の適用をうける治療は、すべて可）、寄生虫病（虫卵保有を含む）

3 申請先 …… 学校に申請します。

くわしくは、在籍される小学校または学務課学事係（電話 620-1684）にお問い合わせください。〔医療券については学務課保健給食係（電話 620-1681）〕

4 小学校入学準備金について（令和2年11月1日～令和3年2月28日まで申請受付中）

令和3年2月1日時点で、小学校就学予定者の保護者の方に対し、申請内容を審査のうえ、小学校入学準備金を支給します（令和2年度就学援助制度と同様の所得制限等あり）。くわしくは、学務課学事係またはご兄弟がお通いの茨木市立小学校にお問い合わせ下さい。

がくどうほいく 学童保育について

しょうがっこう ざいせき おも ねんせい ねんせい じどう たいしょう じどう ほうかご けんぜん
小 学 校 に 在 籍 す る 主 に 1 年 生 か ら 3 年 生 ま で の 児 童 を 対 象 と し、 児 童 の 放 課 後 の 健 全 な
い く せ い は か も く て き
育 成 を 図 る こ と を 目 的 と し て い ま す。

1 入 室 資 格

- ① しょうがっこう ざいせき ねんせい ねんせい じどう たいしょう
小 学 校 に 在 籍 す る 1 年 生 か ら 3 年 生 ま で の 児 童 を 対 象 と し て い ま す。 た だ し 3
ねんせい けいぞく にゅうしつ しえんがっきゅうまた とくべつしえんがっこう ほごしゃ そうげい
年 生 か ら 継 続 し て 入 室 し て い る 支 援 学 級 又 は 特 別 支 援 学 校 (保 護 者 に よ る 送 迎 が
ひつよう ざいせき じどう ねんせい じどう
必 要 で す) に 在 籍 す る 児 童 に あ っ て は 6 年 生 ま で の 児 童 で あ る こ と と し ま す。
- ② じゅぎょう しゅうりょうご ごご じごろ ほごしゃ しゅうろうまた しつぺいとう りゆう かてい
授 業 の 終 了 後 か ら 午 後 5 時 頃 ま で 保 護 者 が 就 労 又 は 疾 病 等 の 理 由 に よ り、 家 庭 に
ふざい じょうたい げっかん にちじょう げつじようけいぞく じどう
不 在 で あ る 状 態 が 月 間 15 日 以 上 で、 3 か 月 以 上 継 続 す る 児 童 で あ る こ と と し ま す。
- ③ まえ しょうけん み う い こんなん はんだん ばあい
前 の ①・② の 要 件 を 満 た し て い て も 受 け 入 れ す る こ と が 困 難 で あ る と 判 断 さ れ る 場 合
また とくべつ じじょう のぞ むしよく どうきょん さいみまん ざいたく かてい じどう
又 は 特 別 な 事 情 を 除 い て 無 職 の 同 居 人 (70 歳 未 満) が 在 宅 さ れ て い る 家 庭 の 児 童 は、
にゅうしつ
入 室 す る こ と が で き ま せ ん。

2 開 室 時 間

- ① がっこう じゅぎょう ひ じどう ほうかご ごご じ きぼう かた ほごしゃ
学 校 の 授 業 の あ る 日 は、 児 童 の 放 課 後 か ら 午 後 5 時 ま で。 た だ し、 希 望 す る 方 で 保 護 者
とう むか
等 の 迎 え が あ れ ば 午 後 7 時 ま で 延 長 し ま す。
- ② がっこう きゅうぎょうび どうようび なつ ふゆ しゅんき ちょうききゅうぎょうび がっこうぎょうじふりかえきゅうじつ そうりつ
学 校 の 休 業 日 (土 曜 日、 夏 ・ 冬 ・ 春 季 の 長 期 休 業 日、 学 校 行 事 振 替 休 日、 創 立
きねんび じ げん じ かん じ ぶん ざい きた ほごしゃとう むか
記 念 日 な ど) は、 午 前 8 時 15 分 か ら 午 後 5 時 ま で。 た だ し 希 望 す る 方 で 保 護 者 等 の 迎 え
が あ れ ば 午 後 7 時 ま で 延 長 し ま す。

3 利 用 料 (月 額)

- ① 基本利用料 (月～金) 最大 8,000 円、 (月～土) 最大 9,600 円
 - ② 時間延長利用分 (月～金) 3,000 円、 (月～土) 3,600 円
- ※ 条 件 に よ り 利 用 料 の 減 額 制 度 が あ り ま す。

4 閉 室 日

- ① にちようび こくみん しゅくじつ しゅくじつ ふりかえきゅうじつ
日 曜 日 ・ 国 民 の 祝 日 ・ 祝 日 の 振 替 休 日
- ② がつ にち (3月31日) が 日 曜 日 の 場 合 は 3 月 30 日 ③ がつ にち (12月29日) ～ がつ にち (1月3日)

5 申 請 書 等 配 布 令 和 2 年 10 月 12 日 より

- ① がいとう こう がくどうほいくしつ へいじつ ごご じ ごご じ
該 当 す る 30 校 の 学 童 保 育 室 …… 平 日 の 午 後 1 時 ～ 午 後 6 時
どようび ごぜん じ ふん じ
土 曜 日 の 午 前 8 時 15 分 ～ 午 後 5 時
- ② がくどうほいくか しやくしよみなみかん かい ばんまどぐち へいじつ ごぜん じ ふん ごご じ ふん
学 童 保 育 課 (市 役 所 南 館 3 階 23 番 窓 口) …… 平 日 の 午 前 8 時 45 分 ～ 午 後 5 時 15 分
- ③ し
市 ホーム ページ か ら ダウ ン ロード も 可 能
- ④ しな い しりつ わたくしりつほいくしよ えん にんてい えん かいしよ えん じかんちゅう
市 内 の 市 立 ・ 私 立 保 育 所 (園) ・ 認 定 こ ど も 園 …… 開 所 (園) 時 間 中

6 申 請 受 付

- ① れいわ ねんどうせいいうけつけ
令 和 3 年 度 一 斉 受 付
(ア) 郵 送 に よ る 申 請
きかん れいわ ねん がつ にち がつ にちひつちやく
期 間 令 和 2 年 10 月 13 日 ～ 12 月 4 日 必 着
そうふさき いばらきしえきまえさんちようめ ばん ごう
送 付 先 〒567-8505 茨 木 市 駅 前 三 丁 目 8 番 13 号 こ ど も 育 成 部 学 童 保 育 課
まどぐちしんせい よやくせい
(イ) 窓 口 申 請 (予 約 制)



場所 市役所南館 8階 中会議室
期間 令和2年12月2日～8日（ただし、6日は除く） 午前9時30分～午後7時
（ただし、12月8日は午後5時15分まで）

予約方法 スマートフォンアプリ「いばライフ」でご予約ください。

② 随時受付

(ア) 郵送による申請

期間 令和2年12月9日～

送付先 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 こども育成部学童保育課

(イ) 窓口申請（予約制ではありません）

場所 こども育成部学童保育課（市役所南館3階23番窓口）

期間 令和2年12月9日～ 午前8時45分～午後5時15分（閉庁日を除く）

7 夏季休業期間預かり事業について

夏休みだけの学童保育を実施します。通年ではなく、夏休みだけ利用を希望される方は、こちらをお申込みください。詳細はホームページでご案内しています。

くわしくは、学童保育課（電話 620-1801）にお問い合わせください。

ほうかごこ きょうしつ
放課後子ども教室について

茨木市では、小学校の余裕教室などを活用し、放課後などの子どもたちの安全で安心な居場所を設ける事業を実施することにより、子どもの体験・交流活動の活性化を図り、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育むコミュニティづくりを推進することを目的とし、市内32全小学校区で、各校区実行委員会に委託し、地域ボランティアの方々にご協力いただき、放課後子ども教室を実施しています。

1 対象者

対象となる子どもは、当該小学校区に在住する小学校1年生から6年生までの児童です。

2 実施日と実施時間

各校区実行委員会では決めています。（校区によって異なります。）

3 実施場所

小学校の余裕教室などを活動拠点とし、運動場や体育館、その他校区内の施設を利用して実施します。

4 費用

無料ですが、講座などで実費が必要な場合があります。また、校区によりましては、登録時に傷害保険料が必要となります。

5 申込受付

校区実行委員会では受け付けをしますが、校区によりまして受付方法や受付時期などが異なりますので、各校区実行委員会から出される案内などをご覧ください。

くわしくは、社会教育振興課（電話 622-5180、茨木市立上中条青少年センター内）にお問い合わせください。

かいかつどう こども会活動について

こども会とは、一定の地域に居住する子どもたちが遊びを中心とする異年齢の集団活動を通じて、創造性・協調性・実践力を養い、自ら学び自ら考えることのできる「生きる力」を身につけることをねらいとした、地域で子どもを育てるための自主的な組織です。こども会に入会し、地域の友だちと楽しみながら様々な体験をしてみませんか。入会は、各地域のこども会育成会長に申し出てください。各こども会の連絡先は社会教育振興課までお問い合わせください。

くわしくは、社会教育振興課（電話 622-5180、茨木市立上中条青少年センター内）にお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター事業について

いばらきファミリー・サポート・センターにおいて、地域で会員登録したものの同士が、子育てを助け合う事業を実施しています。育児の援助をしたい方（援助会員）と、援助を受けた方（依頼会員）が相互に援助します。例として、学校行事・通院・買い物等外出の際の一時預かり、子どもの習い事の送迎などです。「説明・登録会」で入会を受付けます。（援助・両方会員は別途講習を受講のこと）

*病児・病後児（平熱より1度以上高い時）のサポートはできません。

くわしくは、「いばらきファミリー・サポート・センター」（電話 620-7101、東中条町2-13 合同庁舎4階）にお問い合わせください。

しえんきょういく 支援教育について

お子さんの発達に関して、保護者の気づきや専門家による助言などで、指摘など、心配や悩みがありましたら、まずは学級担任又は支援教育コーディネーターにご相談ください。

お子さんの保護者と学校、専門機関が連携しながら、お子さんの状態について実態把握をし、適切な指導及び支援について考えていきます。

また、必要に応じて、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、お子さんにかかわる情報、長期的な教育的支援の目標や内容、短期的な指導目標・内容・方法について学校と保護者が共通理解しながら、支援をすすめていきます。

個別の支援や指導等が必要な場合は、特別の教育課程で『通級指導教室』や『支援学級』で学ぶこともできます。

『通級指導教室』への通級や『支援学級』への入級に関しては、まずは学級担任又は支援教育コーディネーターにご相談ください。通級又は支援学級入級について、お子さん・保護者・学校がていねいな話し合いや検討を十分に重ねた上で決定します。



きょういく かん そうだん 教育に関する相談について

お子さんの教育に関することは、まず学校に相談してください。必要に応じて、学校から相談機関を紹介しします。学校に相談しづらいことや、子育ての悩みなどで相談したいことがあれば、学校以外にも次のような教育相談窓口があります。

茨木市では、不登校やいじめ、対人・交友関係、集団に馴染みにくいなど、子どもが抱えている「こころの悩み」や、発達に関する相談を行っています。

- 1 開設場所 茨木市教育センター
(茨木市市民総合センター(クリエイトセンター)内及び教育委員会分室)
- 2 対象 茨木市内在住の児童・生徒及び保護者
- 3 時間 月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時まで
(ただし、国民の祝日、年末・年始は除く)
- 4 種類と申し込み先
 - ① 面接相談・発達相談・不登校相談 【電話 626-4400】
予約制になっていますので、事前に電話で予約してください。日程調整した上で、専門の相談員が、保護者やお子さんとの面談を行います。
 - ② 電話教育相談 【電話 625-7830】
学習や進路などの教育に関する悩みの相談を行います。
 - ③ 「いじめ」ホッと電話相談 (午前9時から午後5時まで)
【電話 627-5511 大人用／フリーダイヤル 0120-147970 子ども用】
いじめに関する悩みの相談を行います。

くわしくは、教育センター(電話 626-4400)にお問い合わせください。
教育センター以外の相談機関も後ろのページに紹介していますので、ご覧ください。



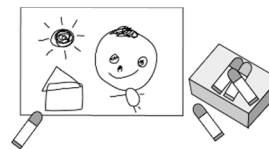
ふとうこうじどうせいとしえんしつ 不登校児童生徒支援室「ふれあいルーム」について

いばらきし
茨木市では、心理的又は情緒的原因等によって、登校できない状況にある子どもたちに
たい きょういくそうだん こべつかつどう しゅうだんかつどう とお がっこうふっき しゃかいてきじりつ しえん おこな
対して、教育相談、個別活動・集団活動を通して、学校復帰・社会的自立のための支援を行
っています。

- 1 開設場所 茨木市教育センター（教育委員会分室内「教育支援ルーム」）
- 2 対 象 いばらきしないういじゆう しんりてきたま じょうちよてきげんいんなど とうこう
茨木市内在住で、心理的又は情緒的原因等により、登校ができない
じょうきよう じどう せいと
状況にある児童・生徒
- 3 時 間 げつ か もく きんようび ごぜん じ ごご じ たい い ひ のぞ
月・火・木・金曜日の午前10時から午後3時まで（ただし、国民の祝日、
ねんまつ ねんし きょういく
年末・年始、教育センターが指定した日は除く）
- 4 支援内容 しえんないよう
① 教育相談 きょういくそうだん
カウンセラーが児童・生徒や保護者の心理的サポートを行います。
② 主な活動：指導員のアドバイスを受けながら活動を行います。
・国語、算数等の自習を行う教科学習 こくご さんすうどう じしゅう おこな きょうかがくしゅう
・実技を伴う学習、体験学習等の集団活動を行う総合学習 じつぎ ともな がくしゅう たいけんがくしゅうとう しゅうだんかつどう おこな そうごうがくしゅう
・一人ひとりの興味・関心を尊重した個人活動 ひとり きょうみ かんしん そんちよう こじんかつどう
・スポーツ大会や遠足等の所外活動 たいかい えんそくなど しょがいかつどう
- 5 申し込み方法 もう こ ほうほう
入室を希望される場合は、担任・校長先生と十分相談の上で、学校を通してお
にゅうしつ きぼう ばあい たんにん こうちようせんせい じゅうぶんそうだん うえ がっこう とお
申し込みください。 もうしこ



た きょういくそうだんきかん その他の教育相談機関



そ う だ ん き か ん 相 談 機 関	な い よ う 内 容	か れ づ じ か ん 開 設 時 間	れ ん ら く さ き 連 絡 先
おおさかふきういく 大阪府教育センター すこやかきょういくそ う だ ん すこやか教育相談	いじめ、ふとうこう セクシュアル・ハラスメント こ そ だ 子育て、しつけ	(げつ) ～ (きん) 9:30 ～17:30 しゅくじつ ねんまつねんしやす 祝 日・年末年始休 み	☆ こ どもからのそ う だ ん すこやかホットライン 06-6607-7361 sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp ☆ ほ ん し ゃ 保護者からのそ う だ ん さわやかホットライン 06-6607-7362 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
おおさかふすいた 大阪府吹田 こ かてい 子ども家庭センター	ふとうこうかていふりよく 不登校家庭内暴力 たいじんかんけい ふ あん 対人関係の不安 いえで がいはく むす 家出・外泊・盗み しょう じどう 障 がいのある児童の 養育や生活指導 ぎゃくたい よういくこんなん 虐 待・養育困難	(げつ) ～ (きん) 9:00 ～17:45 しゅくじつ ねんまつねんしやす 祝 日・年末年始休 み	06-6389-3526
ローズWAM だんじょきょうせい (男女共生センター)	かてい しごと い かた 家庭、仕事、生き方など、 じょせい さまざま なや 女性の様々な悩みにつ いてのそ う だ ん いての相談	(げつ) ～ (ど) 10:00～16:00 か よ う ひおよ しゅくじつ 火曜日及び祝 日 ねんまつねんしやす ・年末年始休み	でんわそ う だ ん ☆電話相談 072-621-0892 ☆ めんせつそ う だ ん よやくせい 面接相談(予約制) 072-620-9920
いばらき 茨木 しょうねん 少年サポートセンター	しょうねん ひ こうもんだい 少 年の非行問題につ いてのそ う だ ん た なお いての相談と立ち直り しえん 支援	(げつ) ～ (きん) 9:00～17:45 しゅくじつ ねんまつねんしやす 祝 日・年末年始休 み	072-625-6677
そ う だ ん し つ こども相談室	① こ そ だ そ う だ ん ① 子育て相談 ② じどうぎゃくたいそ う だ ん ② 児童虐 待相談 ・ つうこく 通告	① (げつ) ～ (きん) 10:00 ～16:00 しゅくじつ ねんまつねんし 祝 日・年末年始 やす 休み ② (げつ) ～ (きん) 9:00 ～17:00 しゅくじつ ねんまつねんし 祝 日・年末年始 やす 休み	① こ そ だ そ う だ ん でんわ ① 子育て相談電話 めんせつそ う だ ん よやくせい 面接相談(予約制) 072-624-0961 ② じどうぎゃくたいそ う だ ん ② 児童虐 待相談 つうこく でんわ ・通告電話 072-624-8951